

令和5年度「NHK歳末たすけあい」の助成方針について

1. 助成の種類

(1) 歳末ふれあい事業

社会福祉施設及び福祉団体・グループ等が実施する、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、支援を必要とする高齢者等（以下、「支援対象者」という。）を対象とした、ふれあい交流事業や新たな年を迎えるにあたって行う利用者サービス向上のための事業及びそれらに要する備品。

(2) 地域福祉課題解決事業

社会福祉施設及び福祉団体・グループ等（※活動年数が2年以上の団体）が行う地域課題や住民の生活課題を解決するための活動（事業費、備品費）のうち、助成決定後、3月末までに実施するもの。

例：ポスト・コロナ状況による孤独・孤立等への対応、ホームレス支援、自殺予防、障がい者の就労支援、虐待防止・被虐待者への保護活動、災害への対応など。

2. 助成の基本的考え方

(1) 「歳末ふれあい事業」への助成にあたっては、住民参加による福祉活動を支援する観点から、施設設置者等が単独で実施する事業よりも、施設の機能を生かし、地域住民との交流を図るものや保育所・学校・企業など地域の各種施設・機関・団体等と連携して行うもの、事業の企画・運営にサービス利用者等が主体的に関わり、つくり上げるものを優先することとする。

(2) 市町村単位で活動する福祉団体・グループ等への助成については、「地域歳末たすけあい募金」の助成対象とならない事業のうち、福祉施設や他の団体・グループと合同で実施する事業や特定の地域に限定しない事業、先駆的・開拓的な事業、他の地域への波及効果が期待できる事業を対象とする。

(3) 備品に対する助成については、原則として複写機、パソコン、プリンター等の汎用事務機器は対象外とするほか、整備の目的や活用方法、期待される効果等を十分考慮したうえで助成することとする。

※ゲーム機などの遊興品については、利用者が身体を動かして機能を高める「体験型」のものに限定するとともに、申請目的が明確なものに対し助成する。

※テレビやD V D録画機等の映像機器については、大勢の利用者が使用する食堂、広間などに設置する場合は助成対象とし、個室への設置については対象としない。

- (4) 一施設・団体への助成は、「1. 助成の種類」(1)、(2)のいずれかの事業とし、重複した助成は行わないこととする。

3. 助成基準

- (1) 「歳末ふれあい事業」への助成は、別に定める一人当たり助成金額に支援対象者数を乗じて得た額を上限とする。
なお、ボランティアや職員、家族等は対象者数に含めないものとする。
また、備品整備事業については、総助成額の30%を上限とする。
(例: 総助成額が10万円の場合、事業費7万円、備品整備事業3万円)
- (2) 「地域福祉課題解決事業」への助成は、20万円を上限とし、備品整備事業の場合は、事業費の4分の3以内の額とする。なお、備品整備事業に対する助成は、募金実績集計後に正式に決定する。
- (3) 募金実績が助成内定額に達しない場合、助成額の減額調整を行う。